

宇和島市水道局建設業者格付事務取扱要領

平成 22 年 11 月 15 日

水道局告示第 11 号

改正 平成 23 年 4 月 1 日水道局告示第 4 号

平成 25 年 3 月 29 日水道局告示第 3 号

平成 27 年 4 月 10 日水道局告示第 3 号

平成 29 年 4 月 12 日水道局告示第 8 号

平成 31 年 4 月 5 日水道局告示第 3 号

令和 3 年 4 月 1 日水道局告示第 3 号

（目的）

第 1 条 この要領は、宇和島市水道局建設工事等請負業者選定要綱（平成 20 年水道局告示第 8 号）第 6 条第 2 項による格付を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（格付対象工種）

第 2 条 格付は、次の各号に掲げる工種について行う。

（1）水道施設（構造物工事）

（2）水道管（導・送・配水管）

2 前項各号に掲げる工種のほかに、宇和島市建設業者格付事務取扱要領に格付の定めがあるときは、これを準用するものとする。

（市内業者の格付実施方法）

第 3 条 市内に主たる営業所を置く業者（以下「市内業者」という。）の格付は、次の各号に掲げる客観的点数と主観的点数を合計した総合点数を基に、別表第 1 の基準により行うものとする。

（1）客観的点数は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）のうち入札参加資格審査申請時において直近のものの総合評定値（以下「経審点数」という。）とする。

（2）主観的点数は、次に掲げる要素について、別表第 2 により算出する。

- ① 局工事または市工事の業種別完成工事高
- ② 局工事または市工事の業種別平均工事成績
- ③ 技術者数

- ④ CPDS取得単位数
- ⑤ 表彰受賞歴
- ⑥ 第三者賠償責任補償保険加入
- ⑦ 地域貢献度
- ⑧ 障害者雇用
- ⑨ 労働福祉
- ⑩ 不当要求防止活動
- ⑪ 入札参加資格停止措置

（市外業者の格付実施方法）

第4条 市内に主たる営業所を有しない業者（以下「市外業者」という。）の格付は、客観的点数を基に、別表第1の基準により行うものとする。

（格付の時期）

第5条 格付は、原則として2年に1回行い、当該年度の格付が決定するまでは従前の格付によるものとする。随時に入札参加資格の申請を受け付けた業者の格付の時期については、宇和島市水道局競争参加資格審査会に諮り決定する。この場合において、有効期間は次回格付までの期間とする。

（格付結果の通知及び公表）

第6条 前3条の規定に基づき格付を行った場合は、建設工事入札参加資格申請書を提出した者に対して別に定める様式により通知するとともに、有資格者名簿を作成し、公衆の閲覧に供するものとする。

ただし、市外業者については通知を省略できるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 告示の日から平成23年3月31日までの期間は、市格付要領により格付されているものについては、これを適用する。

（旧告示の廃止）

- 3 宇和島市水道局建設工事等請負業者選定要綱第6条の格付基準及び入札参加資格（平成18年水道局告示第1号）は廃止する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日告示第 4 号）

この要領は告示の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 3 号）

この要領は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日告示第 3 号）

この要領は告示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 12 日告示第 8 号）

この要領は告示の日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 5 日告示第 3 号）

この要領は告示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第 3 号）

この要領は告示の日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

等級区分の基準

種 別	区分	対象工事 (設計金額)	総 合 点 数	備 考
水道施設 (構造物工事)	1 種	全工事	7 1 0 点以上	水道施設工事の登録業者
	2 種	3, 0 0 0 万円未満	7 1 0 点未満	
水道管 (導・送・配水管)	1 種	全工事	水道施設工事において 5 6 0 点以上	水道施設工事又は 管工事の登録業者
	2 種	5 0 0 万円未満	水道施設工事において 5 6 0 点未満	
	市外業者を除く。 給水装置が付属するものについては市指定業者に限る。			

別表第 2 の 1（第 3 条関係）

要 素	算 出 方 法
1 工事の業種別完成工事高	局工事または市工事の過去 2 年間（平成 3 1 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までに完成し工事成績評定を行った請負金額 1 3 0 万円以上のもの。2 において同じ。）における業種別完成工事高について、それぞれ別表第 2 の 2 の基準により加点する。
2 工事の業種別平均工事成績	局工事または市工事の過去 2 年間における業種別平均工事成績評定点について、当該工事の請負金額に応じ、別表第 2 の 3 により加点した点数の平均値（小数点以下切捨て）に、過去 2 年間に請け負った工事請負件数ごとに別表第 2 の 4 により加点又は減点した点数を、それぞれ別表第 2 の 5 の基準により加点又は減点する。 さらに、上記期間中に、工事成績評定点が 8 0 点以上の局工事または市工事がある場合は、1 件につき 5 点を加算し、6 0 点以上 6 5 点未満の工事があった場合は、1 件につき 1 0 点を、6 0 点未満の工事がある場合は 1 件につき 2 0 点を減ずる。ただし、加算点にあっては、その合計点数が 5 0 点を超える場合は、5 0 点とする。
3 技術者数	次の各号に掲げる技術者については、当該各号に定める基準に

	より加点する。ただし、合計点数の上限を50点とする。 (1) 業種ごとに、直近の経営事項審査の対象となる技術者について、1級技術者1人当たり3点、基幹技能者1人当たり2点、2級技術者1人当たり1点 (2) 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者は、当該業種ごとに1人当たり5点
4 CPDS 取得単位数	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／CPDS（継続的専門能力啓発システム）登録者の取得単位数の合計が20UNIT 以上の場合、20UNIT につき1点を加点する。ただし、合計点数の上限を20点とする。
5 表彰受賞歴	(1) 過去5年間（平成28年度から令和2年度まで。次号において同じ。）に次のいずれかの表彰を受けている場合は、表彰対象工事の業種に、1件につき10点を加算する。 ア 優良建設工事知事表彰 イ 四国地方整備局優良工事請負者表彰 ウ 四国地方整備局安全工事表彰 (2) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種に、1件につき5点を加算する。 ア 四国地方整備局各河川国道事務所優良工事表彰 イ 四国地方整備局各河川国道事務所安全工事表彰 (3) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、すべての申請業種に、1件につき5点を加算する。 ア 建設業退職金共済制度普及協力者表彰 （厚生労働大臣及び建設業退職金共済機構理事長表彰） イ 雇用改善優良事業所表彰 （厚生労働大臣、知事表彰及び愛媛県建設業協会会長表彰） ウ 全国安全週間表彰 （厚生労働大臣及び愛媛労働局長表彰） エ 障害者雇用優良事業所表彰 （厚生労働大臣、知事及び愛媛県障害者雇用促進協会会長表彰）
6 第三者賠償責任補償保険加入	入札参加資格申請日の属する月の初日において、次の要件を全て満たす第三者賠償責任補償保険に加入している場合、5点を加

	算する。 (1) 工事中及び引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請人に起因する損害を補償の対象に含むものであること (2) 保険期間が1年以上の包括契約であること
7 地域貢献度	過去2年間（平成30年11月1日から令和2年10月31日まで）に、次のいずれかの地域貢献活動を実施した場合に、当該各号に定める基準により加点する。 (1) 国、県、宇和島市、公益法人等が主催する宇和島市内における地域貢献活動へ参加した場合1回につき1点。ただし、5点を上限とする。 (2) 災害時、宇和島市に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて災害ボランティアとして参加した場合1日につき1点。ただし、10点を上限とする。 (3) 本市との災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、応急対策業務を実施した場合5点。
8 障害者雇用	次のいずれかに該当する場合、5点を加点する。 (1) 障害者雇用を義務付けられている場合で、障害者雇用率を達成しているとき (2) 障害者雇用を義務付けられていない場合で、障害者を雇用しているとき
9 労働福祉	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度を就業規則で定めている場合、5点を加点する。また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定している場合、更に5点を加点する。
10 不当要求防止活動	平成28年4月1日から令和2年10月31日までの間において、愛媛県公安委員会から委託を受けて、（公財）愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に基づく講習）を受講した者が、入札参加資格申請日現在まで引き続き在籍している場合、10点を加算する。
11 入札参加資格	過去2年間（平成31年度及び令和2年度）に水道局または市

停止措置	から入札参加資格停止措置を受けている場合には、一の処分案件につき 20 点の基礎点に 1 箇月あたり 5 点を加算した合計点数を減ずる。
------	--

※ 上記に定めのない事項については、宇和島市水道局競争参加資格審査会において審査の上決定する。

別表第 2 の 2（第 3 条関係）

局工事または市工事の業種別完成工事高による加点

完成工事高	点数
3 億円以上	60 点
2 億円以上 3 億円未満	50 点
1 億円以上 2 億円未満	40 点
5 千万円以上 1 億円未満	30 点
3 千万円以上 5 千万円未満	20 点
1 千 5 百万円以上 3 千万円未満	10 点
5 百万円以上 1 千 5 百万円未満	5 点
5 百万円未満	0 点

※ 工事成績評定点が 65 点未満の工事は含まない。

別表 2 の 3（第 3 条関係）

局工事または市工事の工事請負金額による加点

工事請負金額	点数
5 百万円未満	0 点
5 百万円以上 1 千 5 百万円未満	+ 1 点
1 千 5 百万円以上 3 千万円未満	+ 2 点
3 千万円以上	+ 3 点

※ 工事成績評定点が 65 点未満の工事は含まない。

別表２の４（第３条関係）

局工事または市工事の工事請負件数による加点又は減点

件数	加点又は減点
１件	－１点
２件	０点
３～５件	＋１点
６件以上	＋２点

※ 工事成績評定点が 65 点未満の工事は含まない。また、工事請負件数が 0 件の場合は、
加点又は減点の対象としない。

別表第２の５（第３条関係）

局工事または市工事の業種別平均工事成績による加点又は減点

業種別平均工事成績評定点	点数
８０点以上	１００点
７９点	９０点
７８点	８０点
７７点	７０点
７６点	６０点
７５点	５０点
７４点	４０点
７３点	３０点
７２点	２０点
７１点	１０点
７０点	５点
６５点～６９点	０点
６３点～６４点	－１０点
６０点～６２点	－３０点
６０点未満	－５０点